

大規模災害時の法制度に関する見直しを求める意見書

世界有数の災害大国である我が国においては、近年でも、平成 23 年東日本大震災や平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、平成 28 年熊本地震など、甚大な被害をもたらした大規模災害が頻発している。

さらには、南海トラフ地震や首都直下地震等の広域にわたり、かつ、大都市部への甚大な被害が想定される巨大地震が発生するおそれが指摘されている。

こうした大規模災害に対しては、災害救助法において、都道府県知事が避難所及び応急仮設住宅の供与等の実施主体とされているところであるが、迅速かつ被災者の実情を的確に踏まえた救助を実施するためには、基礎自治体であると同時に、大都市としての総合力を兼ね備える全ての政令指定都市が自立的・主体的に救助内容を決定し、実施していくことが強く求められている。

この点について、全国市議会議長会指定都市協議会や指定都市市長会は、これまで国に対して要望・要請を行ってきており、国においても災害救助に関する実務検討会を開催するなどしてきたが、十分な結論が得られていないところである。

よって、国におかれては、政令指定都市を災害救助の主体とする災害救助法の改正やこれに関連する災害対策基本法の改正を行い、大規模災害時において政令指定都市が持つ能力を十分に発揮できる制度を構築されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
防災担当大臣

C型肝炎感染被害者に対する給付金の請求期限延長を求める意見書

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（C型肝炎救済特別措置法）において、給付金の請求期限は、平成20年1月16日の施行日以後5年間とされていたが、法改正により平成30年1月15日まで延長された。

しかしながら、特定フィブリノゲン製剤等によるC型肝炎感染者数は1万人以上と推定されているにもかかわらず、C型肝炎救済特別措置法による救済を受けた者は、平成29年8月末時点で2,286人とどまっている。

こうした中、厚生労働省は、感染被害者を早期に発見するため、医療機関に対して製剤投与事実の確認について協力依頼するとともに、その状況調査を行っているものの、いまだ回答のない医療機関があり、また、現在も製剤投与事実の確認を行っている医療機関が複数存在すると言われるなど、当該状況調査が未完了の中で給付金の請求期限が迫ってきている。

C型肝炎救済特別措置法には、前文に、政府は、感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止し得なかったことについての責任を認める旨が明記され、附則第3条に、給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする旨が規定されている。

よって、国におかれては、今後も引き続き感染被害者を救済するため、C型肝炎救済特別措置法の前文及び附則第3条の規定に鑑み、再び同法の改正を行い、給付金の請求期限を延長されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣

意見書案第10号

小・中学校におけるプログラミング教育への取組の充実強化を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成29年10月2日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者 川崎市議会議員 原典之

〃 沼沢和明

〃 山田益男

小・中学校におけるプログラミング教育への取組の充実強化を求める意見書

インターネットの単なる普及にとどまらず、インターネットを利用した I o T の活用分野の拡大や、自動車の自動運転をも可能とする人工知能（A I）の開発など、近年における I C T 技術の発展は著しく、第 4 次産業革命とも呼ばれる大きな転換期を迎えている。

こうした変化が激しく将来の予測が困難な時代において、子どもたちにコンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験させ、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としてのプログラミング的思考などを育むことが必要とされている。

このような中、プログラミング教育が、平成 3 2 年に小学校、平成 3 3 年に中学校で必修化されるが、指導の概要がまだ示されておらず、どの分野に力点を置き、いかなる人材を養成すべきかという課題は残されたままであり、各学校により差が生じることを防ぐためにも、中核となる指導内容を全国共通のものとするのが求められる。

また、学校における指導体制については、新たな学習内容が加わること、及び児童生徒は幼少期より一定程度 I C T 機器に接することが珍しくないことから、教員は新たに高い技能を修得することが求められるが、近年、特に顕著となっている教員の多忙化に拍車をかけることになりかねず、外部人材の活用など人的支援が必要となる。

さらに、小・中学校における I C T 環境の整備については、プログラミング教育の円滑な実施ができるよう、確実に推進していくことが求められる。

よって、国におかれては、プログラミング教育への取組の充実強化を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 早期にプログラミング教育の指導の概要について明らかにすること。
- 2 外部人材の積極的な活用などを可能にし、指導体制の充実を図ること。
- 3 I C T 環境の整備のための財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 宛て

財務大臣

文部科学大臣

経済産業大臣

意見書案第 1 1 号

核兵器完全廃絶に向けて核兵器禁止条約の署名等の具体的取組を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

平成 2 9 年 1 0 月 2 日

川崎市議会議長 松 原 成 文 様

提出者 川崎市議会議員 市 古 映 美

〃 石 田 和 子

〃 佐 野 仁 昭

〃 山 田 益 男

〃 岩 隈 千 尋

〃 堀 添 健

核兵器完全廃絶に向けて核兵器禁止条約の署名等の具体的取組を求める意見書

広島と長崎に米国の原子爆弾が投下されてから72年目を迎える今年の7月7日、ついに国際連合本部の会議で核兵器禁止条約が採択され、核兵器は、破滅的な人道的結果をもたらす兵器であり、国際法、国際人道法に反するものであると断言された。

核兵器は、不道徳であるだけでなく、歴史上初めて条約において違法なものと明文化され、いまや絶対悪の存在と言わざるを得ない。

核兵器禁止条約は、開発、実験、製造、生産、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、抜け穴を許さないものとなっており、また、核保有国に対しても本条約への参加を可能とし、核兵器完全廃絶への枠組みを示している。

さらに、被爆者や核実験被害者に対しては、年齢や性別に適した支援を行う義務も明記されていることから、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者や核実験被害者とともに日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。

我が国においては、広島と長崎への原爆投下という核兵器の惨禍の体験から、戦争放棄を定めた憲法を持つため、核兵器禁止条約の趣旨に賛同し、推進の先頭に立つことが強く求められる。

よって、国におかれては、9月20日に核兵器禁止条約の署名が開始されたことを踏まえ、核兵器完全廃絶に向けて、本条約への署名等の具体的な取組を行われるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

外務大臣

防衛大臣

意見書案第12号

働き方改革関連法案の撤回等を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成29年10月2日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者 川崎市議会議員 市古映美

〃 石田和子

〃 佐野仁昭

〃 山田益男

〃 岩隈千尋

〃 堀添健

働き方改革関連法案の撤回等を求める意見書

国は、高度プロフェッショナル制度の新設等をする残業代ゼロ法案と、罰則付きで残業時間の上限を設け、長時間労働を是正とする残業時間の上限規制を、働き方改革関連法案として一本化し、国会への提出・成立を目指している。

残業代ゼロ法案は、労働基準法が定めている労働時間、休憩、休日、深夜割増賃金などの規定を適用しない高度プロフェッショナル制度を導入するとしているが、この制度は、8時間労働制が適用されず、時間外労働や休日労働をしても、残業代が出ないこととなり、過労死しても自己責任とされてしまうものである。

さらに、裁量労働制の企画業務型を課題解決型提案営業等の業務にまで広げる内容も含まれており、何時間働いても一定時間しか働いたことにならない裁量労働制を拡大するものである。

この法案は、かつて国会に提出したものの過労死促進法案として厳しい批判を受け、2年間余り審議入りできないものを、法案の形を変えて再度提出するものである。

残業時間の上限規制は、労使協定による時間外労働の上限を原則として月45時間、年360時間とするもので、臨時的に必要な場合においては、上限を年720時間とし、さらに2箇月ないし6箇月平均では休日労働を含めて月80時間以下、1箇月では休日労働を含めて100時間未満の残業を認めている。

しかしながら、働き方改革により長時間労働を規制するのであれば、労使協定による時間外労働の上限を1週間15時間、1箇月45時間とする厚生労働大臣告示の法定化こそ必要である。

よって、国におかれては、長時間労働を解消し、過労死を根絶するため、働き方改革関連法案を撤回されるとともに、厚生労働大臣告示を法定化されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

厚生労働大臣

意見書案第13号

主要農作物種子法廃止の撤回及び公的な種子制度の維持・強化を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成29年10月2日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者 川崎市議会議員 市古映美

〃 石田和子

〃 佐野仁昭

〃 山田益男

〃 岩隈千尋

〃 堀添健

主要農作物種子法廃止の撤回及び公的な種子制度の維持・強化を求める意見書

本年4月14日、主要農作物種子法（種子法）を廃止する法律が成立し、来年4月1日から同法は廃止されることとなった。

これにより、米、麦、大豆は、我が国の農業と国民の食生活を支える主要作物であるところ、1952年からこれらの種子を100%国産で賄ってきた法的かつ予算の根拠が失われることになる。

とりわけ基幹作物としての米は、価格、優良品種の維持や開発、品種の多様性などの面で危機的な影響を受けることが懸念される。

農業協同組合、生活協同組合などの生産者、消費者双方から不安の声が上がっており、これらの団体は、「将来的には世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場に影響を及ぼす可能性もある」「日本の食の安全、食料主権が脅かされる」と訴えている。

国は、種子法が民間の品種開発意欲を阻害していると主張するが、現行制度でも民間参入は可能であり、規制緩和路線の下に国の責任を放棄し、外国資本も含む民間の種子開発への参入を積極的に進めることは、食料の安定供給の確保を農林水産省の任務と定めた農林水産省設置法に反するものである。

さらに、本年5月11日に成立した農業競争力強化支援法においては、種苗の生産に関する知見を民間事業者に積極的に提供することが定められており、また、同月25日に成立した農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律により、農地の転用規制の緩和が更に進められている。

これらがあいまって、中小農家の撤退、大規模経営への集約が進むことや、大手資本参入による品種の淘汰、独占が起こることが危惧される。

よって、国におかれては、食料主権の観点から日本の種子を保全するため、種子法の廃止を撤回されるとともに、公的な種子制度を維持・強化する積極的な施策を実施されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
農林水産大臣

義務教育に係る教育環境の整備のための予算の確保・拡充を求める意見書

義務教育において子どもたちの学ぶ意欲や主体的な取組を引き出すことは重要であり、その役割を果たすための条件整備は不可欠である。

国では、平成23年度から小学校1年生の学級編制の標準を40人から35人に引き下げた一方で、小学校2年生以上と中学校については、学級編制の標準の改定を検討し、必要な措置を講ずる方針を示してはいるものの、いまだ改定には至っていない。

しかしながら、現在、学校は、ひとり親家庭等における子どもの貧困率の深刻な状況や、支援教育を必要とする子どもたちへの対応、不登校対策などの課題に直面しており、一人ひとりの子どもにより丁寧に対応するため、少人数学級の推進など教職員の計画的な定数の改善等が必要である。

一方、本年9月、経済協力開発機構（OECD）の加盟各国の国内総生産に占める教育への公的支出割合が公表されたが、我が国が再び最下位となるなど、国における教育予算の拡充は、喫緊の課題となっている上、本市は、当然受けられるべき県費負担教職員の給与負担の移管に伴う財源措置でさえも地方交付税が不交付であるため十分に受けられていない。

よって、国におかれては、義務教育の機会均等と教育水準を維持するとともに、子どもたちの豊かな学びを保障するため、学級編制の標準の見直しや教職員の定数の改善等きめ細かな行き届いた教育の実現に向けて、義務教育費国庫負担制度の維持・拡充を始め、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するための予算を確保・拡充されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣